

平成28年9月相模原市教育委員会臨時会

日 時 平成28年9月30日(金曜日)午後0時30分から午後0時35分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 ( 議案第 5 9 号 ) 相模原市社会教育委員条例の一部を改正する条例及び相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例の施行期日を定める規則について ( 教育局 )

4. 閉 会

出席委員 ( 5 名 )

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育局 参 事 大 用 靖  
兼 教育総務室長

教 育 総 務 室 杉 山 吏 一  
担 当 課 長

事務局職員出席者

教育総務室主任 田 村 雄 一 教育総務室主事 上 原 達 也

開 会

永井委員長 ただいまから相模原市教育委員会 9 月臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、福田委員と田中委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

上原教育総務室主任 本日傍聴の方はいらっしゃいません。

相模原市社会教育委員条例の一部を改正する条例及び相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例の施行期日を定める規則について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 5 9 号、相模原市社会教育委員条例の一部を改正する条例及び相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例の施行期日を定める規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大用教育総務室長 議案第 5 9 号、相模原市社会教育委員条例の一部を改正する条例及び相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例の施行期日を定める規則につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、相模原市社会教育委員条例の一部を改正する条例及び相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例の施行期日の定めをいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、提案するものでございます。

本規則により施行期日を定める二つの条例は、それぞれ平成 2 8 年 2 月 1 日と平成 2 8 年 3 月 2 5 日に公布されておりますが、施行日については、ともに平成 2 8 年 1 0 月 1 日までの間において教育委員会規則で定めることとなっていることから、本規則において施

行期日を定めるものでございます。

なお施行日については、現在の教育長の任期が満了となり、本市教育委員会がいわゆる新教育委員会制度に移行する平成28年10月1日とするものでございます。

以上で議案第59号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

福田委員 この二つの条例の公布日と本規則の制定の提案が、ここまで日数の間隔があいたのは、教育長が欠けた場合等を想定したためという理解でよろしいか。

大用教育総務室長 そのとおりでございます。教育長が欠けた場合には、その時点で、本提案のような施行期日を定める規則を制定することにより、施行する予定でございました。

永井委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それではありませんので、これより採決を行います。

議案第59号、相模原市社会教育委員条例の一部を改正する条例及び相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例の施行期日を定める規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第59号は可決されました。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして臨時会を閉会といたします。

閉 会

午後0時35分 閉会